

## 農地中間管理事業手続き手順

手 順	地主 耕作者	公社 農政課	スケジュール (例です)
<b>1、地主と耕作者で必要な条件を調整</b>	●		<b>例)令和6年1月～2月末</b>
① 貸し借りする農地の地番			この期間に、契約に関する必要な条件等を地主と耕作者で決めてください
② 農地を貸したい方 (氏名、住所、電話番号など)			
③ 農地を借りたい方 (氏名、住所、電話番号など)			
④ 賃借料 (10アールあたりの金額、または総額)			
⑤ 利用権の終期 (何年契約か) (基本は5年または10年)			
<b>2、市へ契約の基礎情報(上記)を提出</b>	●		<b>例)令和6年2月28日 提出</b>
LOGOフォームで提出ができます (スマホからOK) ※必ず地主と耕作者が同意したうえで提出 ※地主、耕作者どちらからでも提出OK			ここから、契約成立 (手順10) まで概ね3カ月
<b>3、市による要件等の審査(※1)</b>	●		<b>例)令和6年3月1日～15日</b>
対象農地、耕作者の要件、登記の状態など			相続登記が完了していないと、所要期間が長くなる場合あり
<b>4、市から契約書(※2)の原案送付</b>	●		<b>例)令和6年3月20日 送付</b>
手順1の基本情報から市で契約書 (※2) の原案を作成し、地主・耕作者へ送付			契約書 (※2) の原案が自宅へ郵送される
<b>5、地主・耕作者は契約書(※2)提出</b>	●		<b>例)令和6年4月5日 提出</b>
必要書類を添えて、押印後に市へ提出			内容の確認、押印、必要書類を添えて市へ提出
<b>6、市は関係書類一式を公社へ送付</b>	●		<b>例)令和6年4月20日</b>
契約書 (※2) 等を審査した後、長野県農業開発公社へ送付し、公社にて再審査			審査期間は約1カ月
<b>7、公社は関係書類一式を市へ送付</b>	●		<b>例)令和6年5月25日</b>
公社審査後の契約書 (※2) 及び関係書類を市へ送付			市が関係書類を受理し、不備がないか確認
<b>8、農業委員会は権利設定を審議</b>	●		<b>例)令和6年5月31日</b>
公社審査が完了後、松本市農業委員会にて審議			農業委員会で審議
<b>9、市は審議結果を公告</b>	●		<b>例)令和6年6月30日 公告</b>
農業委員会の審議が完了後、公告することで利用権が発生			農業委員会で承認され、市が公告することで翌日から利用権が発生
<b>10、市は契約書(※2)の控えを送付</b>	●		<b>例)令和6年6月3日</b>
契約書 (※2) の控えを地主及び耕作者へ送付 控えは大切に保管する			控えが手元に郵送される

※1 審査の過程で、「中間管理事業を活用できない (契約できない) 」ことが判明する場合があります。

※2 正式名称は「利用権設定関係農用地利用集積計画書」です。